

東北町
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】
(案)

令和6年1月時点
東北町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景.....	3
2 近年の法制度の動き.....	4
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の対象とする障害者の範囲.....	7
5 計画の期間.....	7
6 計画策定の体制.....	7
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	8
8 「重層的支援体制整備事業」について.....	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	11
1 人口の状況.....	11
2 各種障害者手帳の所持状況.....	12
3 身体障がい者の状況.....	13
4 知的障がい者の状況.....	16
5 精神障がい者の状況.....	18
6 障害支援区分の認定者数の推移.....	20
第3章 基本理念と方針	23
1 基本理念.....	23
2 基本方針.....	23
3 施策の体系.....	25
第4章 障害福祉計画	29
1 成果目標.....	29
2 障害福祉サービス等の推進.....	35
3 地域生活支援事業.....	50
第5章 障害児福祉計画	57
1 成果目標.....	57
2 障害児通所サービス等の推進.....	59
第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進体制.....	65
2 人材の確保・質の向上.....	65
3 計画の進行管理.....	66

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

東北町では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和2年3月に「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障害者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このような国の障害者施策の動向や、東北町の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障害者制度改革を基に「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

①(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年5月制定、令和6年4月施行)

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、同年8月施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月制定、令和6年4月施行)

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

(令和3年6月制定、9月施行)

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的として制定された。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、東北町における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(3)他計画との関係

この計画は、国及び県の基本方針を踏まえるとともに、「第2次東北町総合振興計画」を上位計画とし、「東北町地域福祉計画」、「東北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「東北町子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

4 計画の対象とする障がい者の範囲

本計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条の定義のとおりです。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等にあわせて柔軟な期間設定が可能となっています。

本町では上記を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者基本計画						次期障害者基本計画		
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

6 計画策定の体制

(1)行政内部における検討

東北町福祉課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2)東北町地域自立支援協議会の開催

当事者、家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「東北町地域自立支援協議会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(3)福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、住民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識・意向などを把握することを目的に、東北町在住の「身体障害者手帳」「愛護手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

8 「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障害福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、東北町全体の福祉の向上をめざすものとします。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

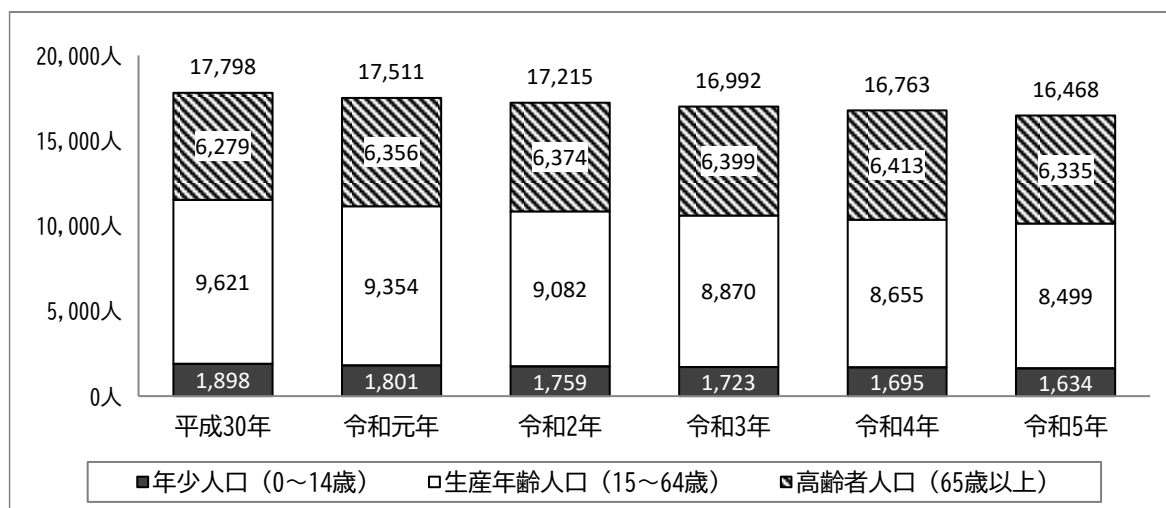
1 人口の状況

東北町の総人口は、平成30年の17,798人から令和5年の16,468人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移していることから、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	1,898	1,801	1,759	1,723	1,695	1,634
生産年齢人口（15～64歳）	9,621	9,354	9,082	8,870	8,655	8,499
高齢者人口（65歳以上）	6,279	6,356	6,374	6,399	6,413	6,335
総人口	17,798	17,511	17,215	16,992	16,763	16,468



各年10月1日現在

2 各種障害者手帳の所持状況

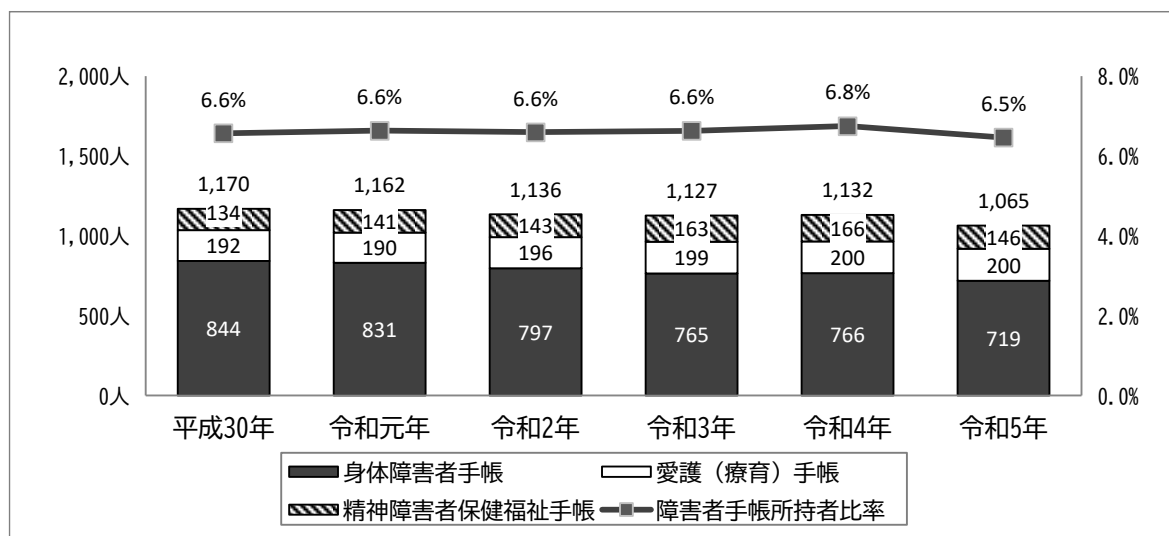
障害者手帳所持者は、平成30年の1,170人から令和5年の1,065人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率も、平成30年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年に一旦増加し、その後減少しています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	844	831	797	765	766	719
愛護（療育）手帳	192	190	196	199	200	200
精神障害者保健福祉手帳	134	141	143	163	166	146
障害者手帳所持者数	1,170	1,162	1,136	1,127	1,132	1,065
障害者手帳所持者比率	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.8%	6.5%



各年10月1日現在

3 身体障がい者の状況

(1)年代別身体障害者手帳の所持者数

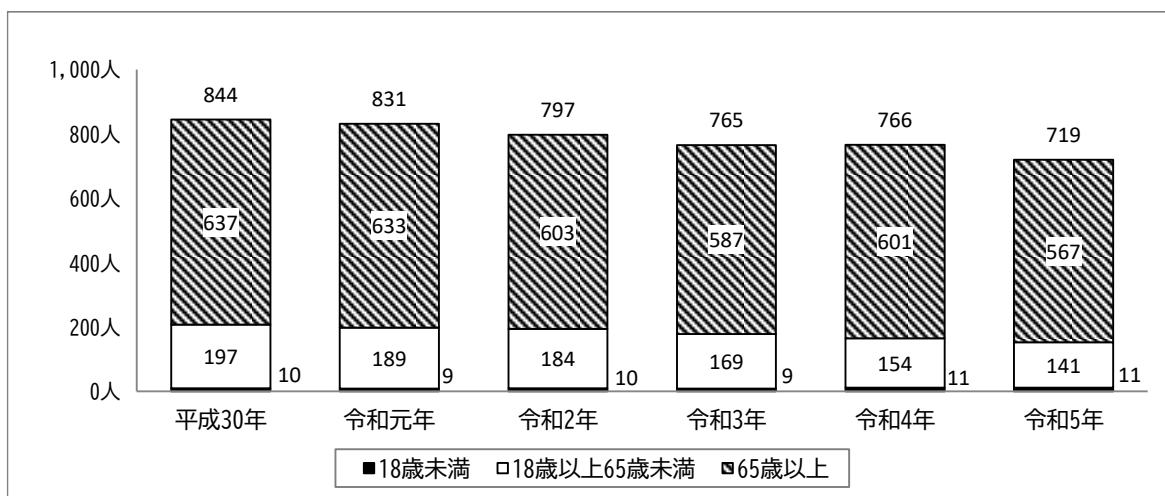
身体障害者手帳所持者は、平成30年の844人から令和5年の719人まで減少傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、「18歳以上65歳未満」、「65歳以上」において減少傾向で推移しています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	10	9	10	9	11	11
18歳以上65歳未満	197	189	184	169	154	141
65歳以上	637	633	603	587	601	567
合計	844	831	797	765	766	719



各年10月1日現在

(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

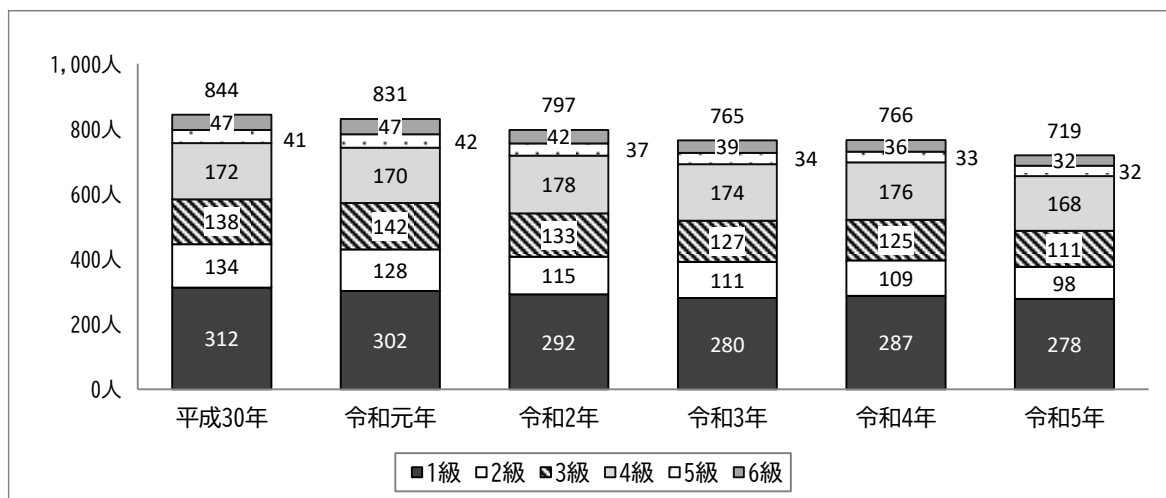
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「1級」が278人で最も多く、次いで「4級」の168人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	312	302	292	280	287	278
2級	134	128	115	111	109	98
3級	138	142	133	127	125	111
4級	172	170	178	174	176	168
5級	41	42	37	34	33	32
6級	47	47	42	39	36	32
合計	844	831	797	765	766	719



各年10月1日現在

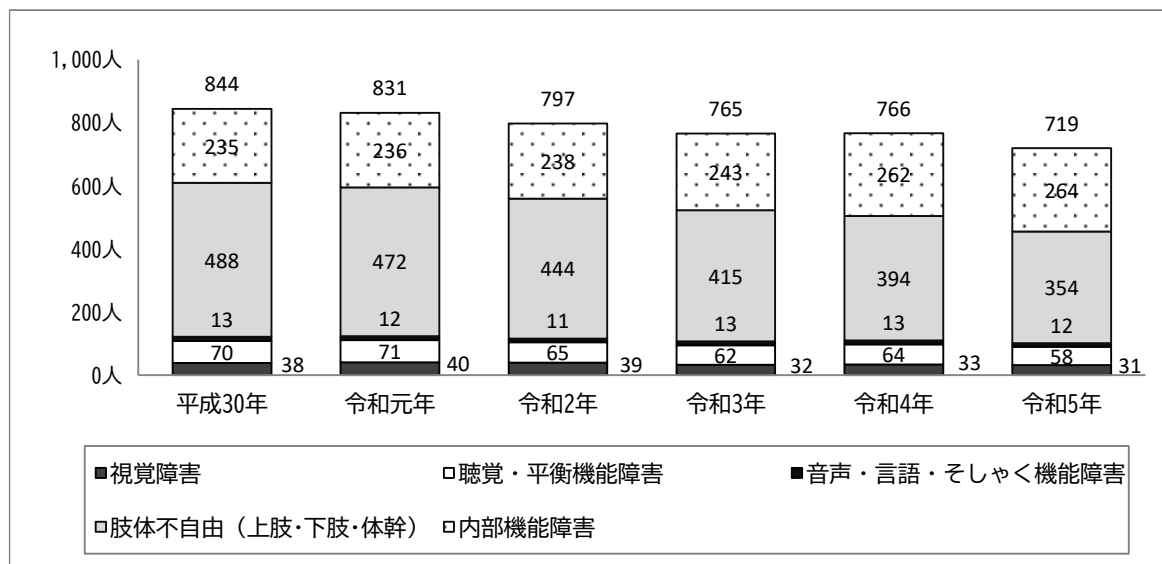
(3)障害種類別身体障害者手帳の所持者数

障害種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「肢体不自由(上・下・体幹)」が354人で最も多く、次いで「内部機能障害」の264人となっています。

障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	38	40	39	32	33	31
聴覚・平衡機能障害	70	71	65	62	64	58
音声・言語・そしゃく機能障害	13	12	11	13	13	12
肢体不自由(上・下・体幹)	488	472	444	415	394	354
内部機能障害	235	236	238	243	262	264
合計	844	831	797	765	766	719



各年10月1日現在

4 知的障がい者の状況

(1)年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

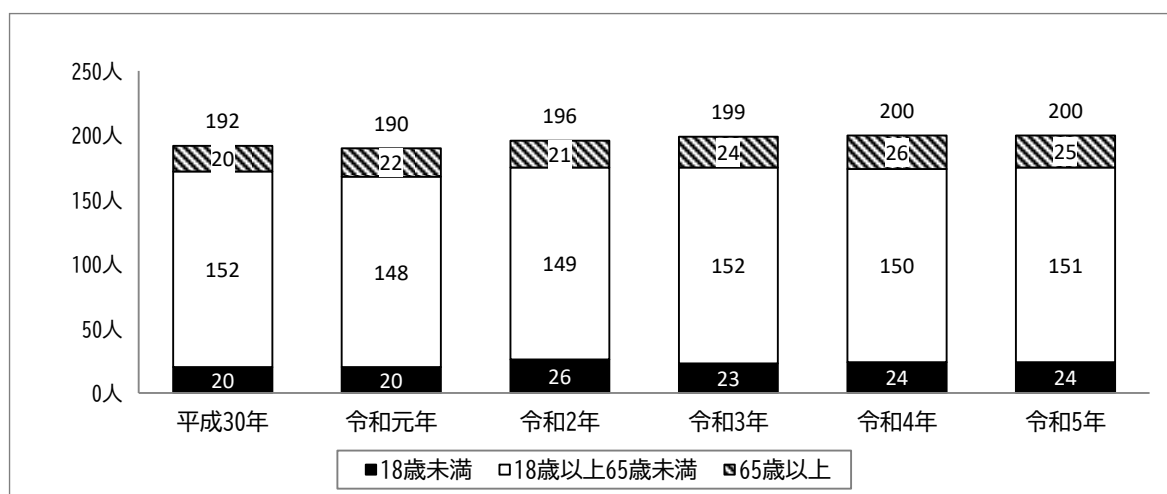
愛護(療育)手帳の所持者は、平成30年の192人から令和5年の200人まで年ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、「18歳未満」、「65歳以上」が増減しながらやや増加傾向、「18歳以上65歳未満」がほぼ横ばいで推移しています。

年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	20	20	26	23	24	24
18歳以上65歳未満	152	148	149	152	150	151
65歳以上	20	22	21	24	26	25
合計	192	190	196	199	200	200



各年10月1日現在

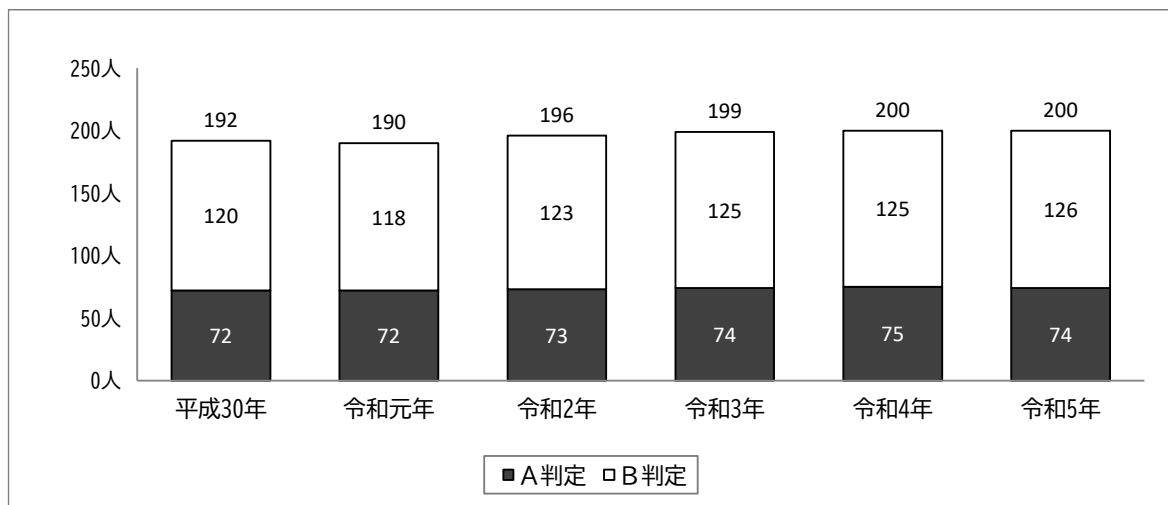
(2)障害程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

障害程度別愛護(療育)手帳所持者数をみると、令和5年ではA判定74人、B判定126人となっています。

障害程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定(重度)	72	72	73	74	75	74
B判定(中・軽度)	120	118	123	125	125	126
合計	192	190	196	199	200	200



各年10月1日現在

5 精神障がい者の状況

(1)年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

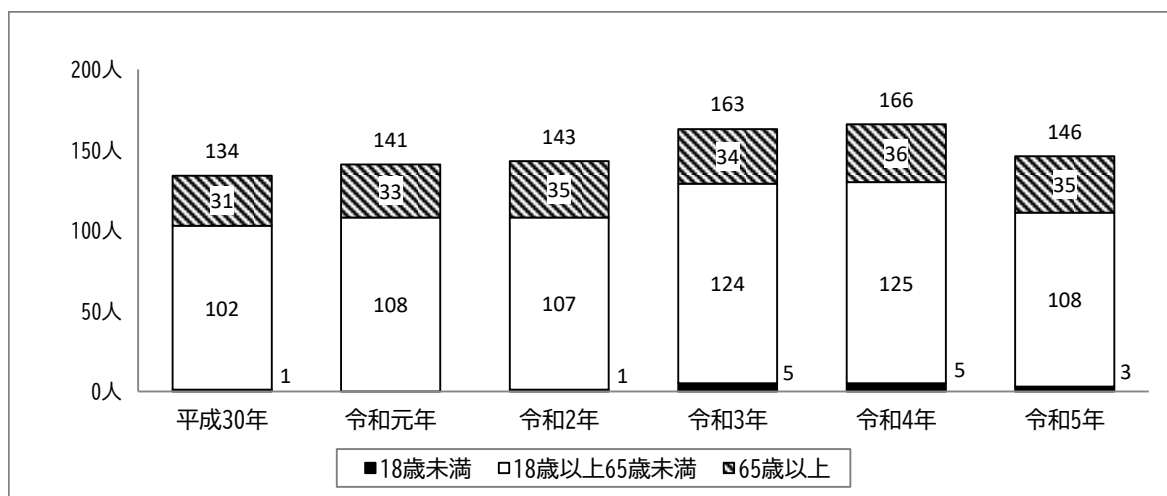
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年の134人から令和4年の166人まで増加傾向で推移していましたが、令和5年に減少し146人となっています。

年代別の所持者では、全ての年代で年ごとにばらつきが見られ、令和5年では、「18歳以上65歳未満」が最も多く108人、次いで、「65歳以上」35人、「18歳未満」3人となっています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	1	0	1	5	5	3
18歳以上65歳未満	102	108	107	124	125	108
65歳以上	31	33	35	34	36	35
合計	134	141	143	163	166	146



各年 10月1日現在

(2)等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

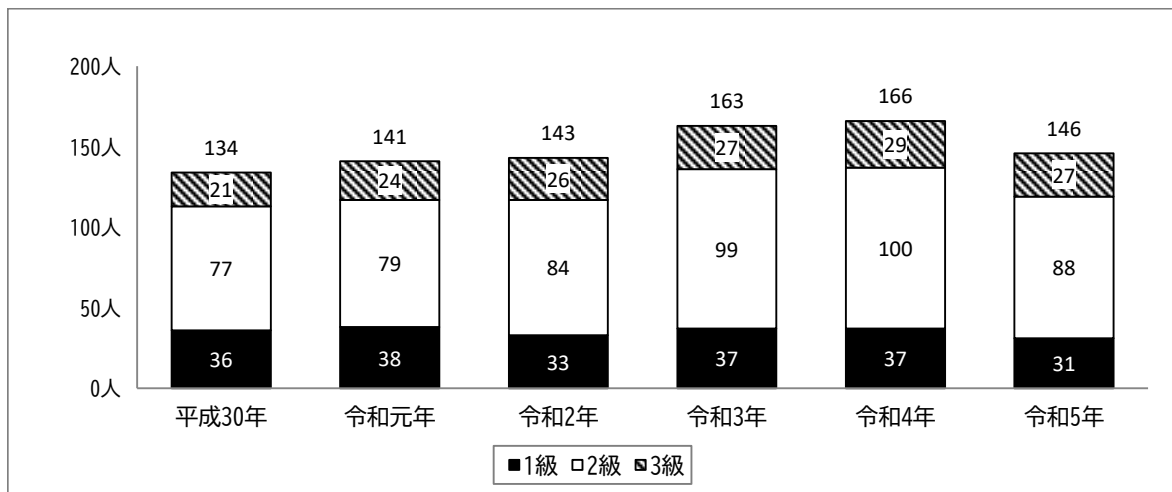
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全ての等級で年ごとにばらつきが見られ、令和5年では、「1級」31人、「2級」88人、「3級」27人となっています。

(等級は、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	36	38	33	37	37	31
2級	77	79	84	99	100	88
3級	21	24	26	27	29	27
合計	134	141	143	163	166	146



各年10月1日現在

6 障害支援区分の認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、平成30年の116人から年ごとにばらつきがみられ、令和5年では120人となっています。

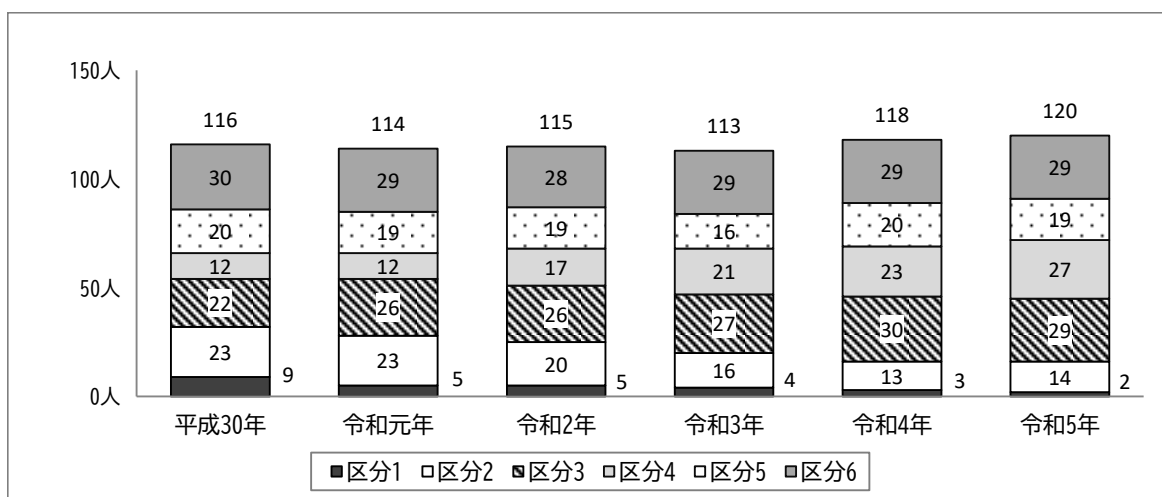
区分別の認定者数をみると、令和5年では「区分3」、「区分6」が29人で最も多く、次いで「区分4」の27人となっています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

障害支援区分の認定者数の推移

単位：人

項 目	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
区分 1	9	5	5	4	3	2
区分 2	23	23	20	16	13	14
区分 3	22	26	26	27	30	29
区分 4	12	12	17	21	23	27
区分 5	20	19	19	16	20	19
区分 6	30	29	28	29	29	29
合 計	116	114	115	113	118	120



各年 3 月 31 日現在

第3章 基本理念と方針

第3章 基本理念と方針

1 基本理念

本町では、令和2年度に策定した障害者基本計画において、令和3年度～令和8年度を計画期間として、「人にやさしい健康福祉のまち」の基本理念を掲げ、障害者施策の推進を図っています。

基本理念とは、障害者施策を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「第6期東北町障害福祉計画」で定めた基本理念を継承し、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう地域の実現を目指して、施策の推進を図ります。

■基本理念

人にやさしい健康福祉のまち

2 基本方針

基本理念である「人にやさしい健康福祉のまち」の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策の推進を図ります。

基本方針1

ともに支えあう共生の町づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともにささえ合う共生社会を実現できるよう、障がい者に関する理解を促進し、町民と障がいのある人との心の壁を無くするための交流や広報活動を充実します。

また、学校教育や社会教育における福祉教育の充実、町民が積極的に参加できるボランティア活動や、障がいのある人と町民のふれあいの機会の創出に努めるとともに、地域でささえ合う活動を支援します。

基本方針2

地域生活を支える体制づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活の自立支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めます。さらに、これらの施策をささえる福祉マンパワーの充実と確保・育成、関係機関との連携・強化に努めます。

基本方針3

安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実

町民が心身ともに健やかに暮らすために、障害の要因となる生活習慣や疾病等に対し、発症予防、早期発見、適切な治療のための保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害を軽減し、自立を促進するための医療、医学的リハビリテーションの促進を図るとともに、精神保健福祉施策の充実を努めます。

基本方針4

障害教育と社会参加の促進

障害の多様化に対応した障害教育の充実や、子どもや高齢者に対して乳幼児期から前期高齢者までの一貫した障害教育、育成支援を一人ひとりのニーズに応じて推進します。また、働くことにより生活をささえ、社会参加や自己実現をめざすための自立と生きがいを得るため、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

基本方針5

暮らしやすい生活環境づくり

誰もが快適で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に努めます。このため、障がいのある人も含めすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人に配慮した地域ぐるみの防災・防犯対策を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標
人にやさしい健康福祉のまち	基本方針1 ともに支えあう共生の町づくり	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 障害を理由とする差別の解消の推進
		(3) 学校・地域における福祉教育等の推進
		(4) 交流・ふれあいの場の充実
		(5) ボランティア活動の推進
		(6) とともにささえ合う基盤づくり
	基本方針2 地域生活を支える体制づくり	(1) 相談支援・情報提供体制の整備
		(2) 障害福祉サービス等の充実
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 経済的支援の充実
	基本方針3 安心して健やかに暮らすための保健・医療の充実	(1) 障害の早期発見と予防
		(2) 医療・リハビリテーション
		(3) 精神保健福祉施策の充実
	基本方針4 障害教育と社会参加の促進	(1) 療育体制・就学指導体制の充実
		(2) 生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動
		(3) 就労の場の確保
		(4) 障がい者の就労環境の改善と定着支援
	基本方針5 暮らしやすい生活環境づくり	(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進
		(2) 移動・交通手段の充実
		(3) 防災・防犯対策の推進

第4章 障害福祉計画

第4章 障害福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ②令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本町における成果目標】

- ①令和4年度末時点の人数から5%削減することを目標とします。
- ②令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	49人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	3人	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
	6.1%	
【目標】地域生活移行者数	3人	令和4年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込み人数
	6.1%	
【見込み】施設入所者	46人	令和8年度末時点の施設入所者数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築することを基本とする。

【本町における成果目標】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、東北町地域自立支援協議会の作業部会(サブ協議会)を引き続き利用します。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
協議の場の開催回数	回	6	7	7
協議の場への関係者の参加者数	人	61	83	80
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	7	7	7
協議の場への関係者の参加者数	人	80	80	80
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本町における成果目標】

- ①地域生活支援拠点等の設置、コーディネーターの配置、障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援の実績等の検証及び検討を行います。
- ②強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置	有・無	有	有	有
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	人	0	0	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1
強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握及び支援体制の整備	有・無	無	無	有

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【本町における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	4人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	0人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	1人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	1人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	2人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	0人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	1人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ③就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援事業	2人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業	3人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	25%	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が 7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本町における成果目標】

令和8年度末までに、町または圏域での基幹相談支援センターの設置を目指します。また、基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	無	無	有
総合的・専門的な相談支援	有・無	無	無	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	3
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	3
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	3
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1

協議会における個別事例の検討を通じ、地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の設置	有・無	有	有	有
相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回	8	8	8
参加事業所・機関数	箇所	20	20	20
専門部会の設置数	箇所	1	1	1
専門部会の実施回数	回	8	8	8

(6)障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本町における成果目標】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の整備を目指します。また、障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ町職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、地域自立支援協議会のサービス等利用計画部会と審査結果内容の情報共有等、今後の連携について検討を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	回	0	0	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1

2 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1)訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	時間/月	350	265	228
	人/月	20	17	14

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	280	280	280
	人/月	17	17	17

利用者数は減少傾向にありますが、利用時間・利用者数ともに第6期計画期間の平均値での利用を見込みます。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	111	93	90
	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	100	100	100
	人/月	1	1	1

利用時間・利用者数ともに第6期計画期間の平均値での利用を見込みます。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間/月	0	0	5
	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

令和5年度の利用実績から、同程度の利用時間・利用者数を見込みます。

④行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間/月	0	0	5
	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

令和5年度の利用実績から、同程度の利用時間・利用者数を見込みます。

⑤重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

支給実績が無いことや事業所が近隣に無いことを踏まえ、第7期計画期間中の利用者数等は見込まないこととします。

(2)日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、主として昼間に入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日/月	1,366	1,346	1,283
	人/月	67	69	66
生活介護のうち重度障がい者等	人日/月	134	244	239
	人/月	6	12	12
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日/月	134	244	239
	人/月	6	12	12
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項 目	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,370	1,370	1,370
	人/月	69	69	69
生活介護のうち重度障がい者等	人日/月	280	280	280
	人/月	14	14	14
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日/月	240	240	240
	人/月	12	12	12
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1

第6期計画期間では、利用者数は概ね計画通りの推移となりました。

各年度によって増減があるため、利用時間・利用者数ともに第6期計画期間の平均値から2名の増加を見込みます。また、重度障がい者等の利用者数についても2名の増加を見込みます。

②自立訓練

②-1自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	92	139	116
	人/月	4	8	7
うち精神障がい者の数	人/月	3	7	6

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	115	115	115
	人/月	6	6	6
うち精神障がい者の数	人/月	6	6	6

第6期計画期間では、利用者数は概ね計画通りの推移となりました。

各年度によって増減があるため、利用時間・利用者数ともに第6期計画期間の平均値での利用を見込みます。

②-2 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

支給実績が無いことや事業所が近隣に無いことを踏まえ、第7期計画期間中の利用者数等は見込まないこととします。

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性・配慮事項などに応じて、障がい者本人が雇用や福祉・医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	0	0	1

新規サービスにつき、事業所新設に時間を要すると考えられるため令和8年度から利用者数を1名見込みます。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日/月	0	46	40
	人/月	0	2	2

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	60	60	60
	人/月	3	3	3

第6期計画期間では、利用者数は概ね計画通りの推移となりました。

第7期計画では、ニーズ調査による就労移行支援の利用意向が高いことから、令和4～5年度の平均値から1名の増加を見込みます。

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	409	375	272
	人/月	20	18	14

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	350	350	350
	人/月	17	17	17

利用者数は減少傾向にありますが、ニーズ調査による利用意向が高いことから利用時間・利用者数ともに第6期計画期間の平均値での利用を見込みます。

⑤-2 就労継続支援(B型)

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	1,143	1,502	1,582
	人/月	58	75	81

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	1,660	1,660	1,660
	人/月	85	85	85

近年、利用者数が増加傾向にあります。また、ニーズ調査による利用意向が高いことから4名の増加を見込みます。

⑥就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業等への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	1	1	1

就労移行支援の令和6年度以降の利用者を3名と見込んだことから、本サービスの利用者1名を見込みます。

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	2	2	2

令和5年度の利用者より1名の増加を見込みます。

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障害者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所（福祉型）	人日/月	21	23	21
	人/月	2	4	4
短期入所（福祉型）のうち 重度障がい者等	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
短期入所（医療型）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
短期入所（医療型）のうち 重度障がい者等	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日／月	35	35	35
	人／月	7	7	7
短期入所（福祉型）のうち 重度障がい者等	人日／月	15	15	15
	人／月	3	3	3
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
短期入所（医療型）	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
短期入所（医療型）のうち 重度障がい者等	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1

福祉型に関しては、利用者数は概ね計画通りの推移となりました。

新たに重度障がい者の利用を3名見込むことから、第6期計画期間の平均値に3名の増加を見込みます。

医療型に関しては、支給実績は無いが近隣に事業所が新設されたため、1名の利用を見込みます。

(3)居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

①共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人/月	30	34	35
うち精神障がい者の数	人/月	10	13	14
共同生活援助のうち 重度障がい者等	人/月	1	4	4
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人/月	1	4	4
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	37	39	41
うち精神障がい者の数	人/月	15	16	16
共同生活援助のうち 重度障がい者等	人/月	6	6	6
重度障がい者等のうち 強度行動障害を有する者	人/月	5	5	5
重度障がい者等のうち 高次脳機能障害を有する者	人/月	1	1	1
重度障がい者等のうち 医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0

利用者数が増加傾向にあることから、各年2名ずつの増加を見込みます。また、精神障がい者の地域移行を勘案し、精神障がい者の利用者数も各年1名程度の増加を見込みます。

②施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人/月	49	49	48

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	48	47	46

入所者の地域移行を勘案し、各年1名ずつの減少を見込みます。

③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力・生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人/月	0	0	0
うち精神障がい者の数	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
うち精神障がい者の数	人/月	1	1	1

支給実績が無く、事業所も近隣にありませんが、精神障がい者の地域移行を勘案し、1名を見込みます。

(4)相談支援事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

①計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人/月	37	46	48

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	50	52	54

利用者数が増加傾向にあるため、各年2名ずつの増加を見込みます。

②地域相談支援(地域移行支援)

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人/月	0	0	0
うち精神障がい者の数	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	1	1
うち精神障がい者の数	人/月	1	1	1

支給実績はありませんが、精神障がい者の地域移行を勘案し、1名を見込みます。

③地域相談支援(地域定着支援)

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人/月	0	0	0
うち精神障がい者の数	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	1	1	1
うち精神障がい者の数	人/月	1	1	1

支給実績はありませんが、精神障がい者の地域移行を勘案し、1名を見込みます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

町内の障害者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、啓発活動の充実を図ります。また、町民や職員を対象に障がいのある方に対する理解を深めるためのイベント等を計画期間内に各年1回実施することを検討します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

具体的な支給実績がないことから、見込みは無しとしていますが、利用者があれば補助を行います。

③相談支援事業

③-1 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

各種障害種別に応じた対応が出来るよう、これまでと同様に3箇所を実施します。また、今後も各相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無

令和8年度末までに、町または圏域での基幹相談支援センターの設置を目指します。本事業については基幹相談支援センター設置後に実施について検討していきます。

③-3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

第6期計画の実績が無いため、第7期計画の見込みは無しとしますが、ニーズ等を踏まえて実施の検討を行います。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1

障がい者家族の高齢化が進んでいることから、今後利用者が増加することを想定し、1名を見込みます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

第6期計画中の実績が無いため、第7期計画中の実施は無しとしますが、ニーズ等を踏まえて実施の検討を行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	40	40	40
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	実利用者数	0	0	0

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、対象者に事業の周知をするとともに、社団法人青森県ろうあ協会への委託により、派遣事業を行います。年間を通じて利用者があり、今後も継続します。

手話通訳者設置事業については、利用人数が少なく、町単独での設置は困難であることから、見込んでいません。

点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業については、第7期計画中の実施は無しとしますが、ニーズ等を踏まえて実施の検討を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児(医療的ケア児含む)に対して、日常生活上の便宜を図るための日常生活用具を給付又は貸与します。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴・食事・移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	500	500	500
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

介護・訓練支援用具は、令和5年度の支給実績から1名を見込みます。

自立生活支援用具は、令和5年度の支給実績から1名を見込みます。

在宅療養等支援用具は、令和5年度の支給実績から1名を見込みます。

情報・意志疎通支援用具は、令和5年度の支給実績から2名を見込みます。

排泄管理支援用具は、令和5年度の支給実績から1名の増加を見込みます。

居宅生活動作補助用具は、令和5年度の支給実績から1名を見込みます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	0	0	0

利用人数が少なく町単独での設置は困難なことから、見込んでいません。

⑨移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児(医療的ケア児含む)を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	6	6	6
	延利用時間数	40	40	40

利用者数に関しては、令和5年度の利用実績から6名を見込みます。

利用時間に関しては、令和5年度の利用実績から40時間を見込みます。

⑩地域活動支援センター(機能強化)事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

【第7期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	30	30	30

今後も委託事業所との連携を図り、事業の充実に努めます。

第5章 障害児福祉計画

第5章 障害児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本町における成果目標】

①児童発達支援センターの整備に関しては、圏域に支援を利用できる事業所があります。また、町内にも令和8年度末までに1か所設置を目指します。

②保育所等訪問支援の整備に関しては、圏域に支援を利用できる事業所があります。また、町内にも令和8年度末までに1か所設置を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築については、令和8年度末までの整備を目指します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	箇所	0	0	1
保育所等訪問支援事業者数	箇所	0	0	1
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制	設置の有無	無	無	有

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関しては、市町村単独での設置は困難であるため、圏域での設置を検討します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	箇所	0	0	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	0	0	1

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、上十三地域医療的ケア児支援体制検討会議を引き続き協議の場として利用します。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、令和6年度から町内障害児相談支援事業所に委託し、1名配置する予定です。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	回数	2	2	2
コーディネーターの配置人数	人数	1	1	1

2 障害児通所サービス等の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「東北町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日/月	71	108	112
	人/月	8	10	10

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	120	130	140
	人/月	11	12	13

利用者が増加傾向にあるため、各年1名ずつの増加を見込みます。

(2) 医療型児童発達支援

障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
医療型児童発達支援	人日/月	6	4	2
	人/月	1	1	1

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	4	4	4
	人/月	1	1	1

近隣に事業所が無く、支給決定の対象者も少数であるため、1名を見込みます。

(3)放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

【第2期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	330	263	251
	人/月	22	15	17

【第3期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	270	285	300
	人/月	18	19	20

利用者が増加傾向にあるため、各年1名ずつの利用を見込みます。

(4)保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	5	2	2
	人/月	2	2	1

【第3期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	4	4	4
	人/月	2	2	2

利用者数は概ね計画通りの推移となりました。

近隣に事業所があるため、令和5年度の実績値より1名の増加を見込みます。

(5)居宅訪問型児童発達支援

障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第2期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

近隣に事業所はありませんが、児童発達支援の状況を踏まえて、1名を見込みます。

(6)障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【第2期計画の実績】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	人/月	3	1	4

【第3期計画の見込み】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	5	6	7

全体的に障害児通所支援の利用者数が増加傾向にあることから、各年1名ずつの増加を見込みます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るために、庁内の各部署(福祉、保健、医療、教育等)、障害者団体、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、医療機関などがそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

計画の推進にあたり、本町のみでの実施が難しい事業については、県及び近隣市町村、町外障害福祉サービス事業所等と連携しつつ計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、東北町地域自立支援協議会を開催し、情報の共有や課題の整理及び具体策の協議などを実施します。

そして、障がい者やその家族及び障害者団体、障害福祉サービス事業所との情報交換や協力を求めながら計画の推進を図ります。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

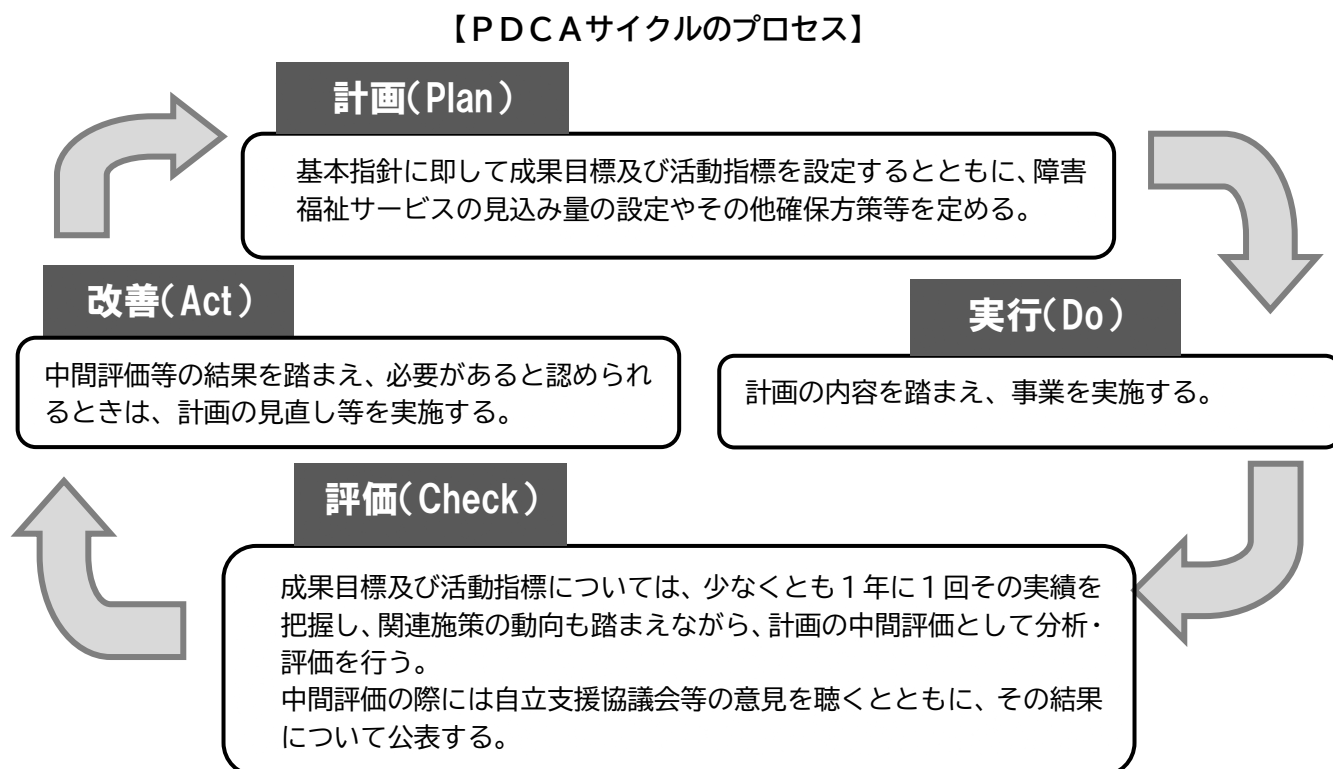
障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

東北町地域自立支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACT)」のプロセスを順に実施していくものです。